



発 監 第 29 号

平成30年11月26日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 山根 弘和



琴浦町監査委員 桑本 始



定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度上半期分の定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合議により、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第1 報告

1 監査の期間

平成30年11月13日(火)・14日(水)の2日間

2 監査の対象業務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、財務に関する事務の執行が適正且つ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」「事業進捗状況」を中心に適正、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画情報課、出納室、税務課、町民生活課、子育て健康課、福祉あんしん課、商工観光課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議

会事務局の13機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

なお、建設課、農林水産課、農業委員会事務局については後日監査を実施し、再度報告することとした。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 注意事項

(1) 公共施設等総合管理

本年度は、個別施設計画を策定するため、公共施設仕分け事業委託を行うとともに、地区公民館3施設等計7施設の劣化度調査を行っている。

189の対象施設には、耐用年数がすでに経過している施設や、昭和56(1981)年の新耐震基準以前の施設があり、これらは速やかに方針を決定し対応する必要がある。

さらに、維持管理経費や補修修繕費用、利用状況等の課題がある施設もあると思われる。

計画の策定に当たっては、施設利用者の安全確保及び、施設の費用対効果の観点から総合的に検討の上、実施されたい。

(2) 時間外勤務手当

10月25日時点の時間外勤務手当の執行率は0～95.9%、平均27.9%(40事業)である。

今年度は台風24号等の大規模災害対応もあり、土曜日曜のイベント等を併せて考えると、執行状況が低いのではないかとと思われる。

必要な時間外勤務命令は出されているか、命令が出ていないのに残って仕事をしたり、持ち帰って自宅で仕事をしているケースはないか、休日の振替は確実に実施されているか、有給休暇は十分に取得されているか、部署全体のバックアップやフォローがなされているか、業務の効率化や改善の取組がなされているか、職員の配置は適切か、職員の健康状態は良好か等について実態を把握し、必要な場合は対策を講じられたい。

(3) 予定価格の決定

本年5月8日付の定期監査報告書で、工事請負契約の100%落札について、予定価格調書の嚴重な保管、情報漏れのないよう管理に万全を期す旨、述べたところである。

国によると、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為(歩切り)は違法であるが、予定価格の漏洩を防ぐため設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定する場合や、事務の効率化のため設計金額の端数を切り下げて予定価格を決定する場合、その減額や端数の切り下げが入札契約手続の透明性や公正性の確保を図るため合理的かつ少額の場合はやむを得ないとされており、本町の場合は後者に該当すると思われる。

100%落札が発生するなかで、従来からの慣例的な予定価格の決定は、必ずしも適切な方法ではないと思われる。改善について検討されたい。

(4) 琴浦グルメdeめぐるウォークin船上山

10月14日(日)船上山万本桜公園において、大山開山1300年祭イベントとして開催され、参加者619人(前年550人)、[県外48人(39人)、県内445人(408人)、町内126人(102人)]であった。

同日、湯梨浜町で、ゆりはま天女ウォークが開かれ参加者384人、両方で1,000人以上の参加となった。

仮に、二つの大会が土曜日と日曜日に連続して開催されれば、実質的なツーデイズウォーク(SUN-IN未来ウォークのように)となり、宿泊、飲食、物販などの経済波及効果が更に期待できる。

今後、ウォーキング大会の開催に当たっては、あらかじめ他の大会と日程調整を行い、一層の効果発現を図られたい。